

多気町公告第 59 号

次の認可地縁団体が所有する不動産に係る登記の特例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の46第1項の規定により公告の申請がありましたので、同条第2項の規定により公告します。

令和7年12月26日

多気町長 久保 行男



当該認可地縁団体が所有する次の不動産について、その所有権の保存又は移転の登記をすることについて異議のある登記関係者等は、この公告期間内にお申し出ください。

なお、異議を述べることができる登記関係者等は、次の不動産の表題部所有者若しくは所有権の登記名義人若しくはこれらの相続人又は不動産の所有権を有することを疎明する者です。

1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所

名称：下出江区

区域：三重県多気郡多気町下出江全域

主たる事務所の所在地：三重県多気郡多気町下出江1432番地

2 申請不動産に関する事項

地目	面積	所在地
	別紙のとおり	

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称及び住所

別紙のとおり

3 公告期間：令和7年12月26日から令和8年3月26日まで

4 異議を述べる方法

多気町長に対し、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第3項に規定する申出書の様式に必要事項を記載し、登記関係者等であること及び申出書に記載された氏名及び住所を確認できる書類を添えて提出してください。

○申請不動産に関する事項

所在地	字	番地	登記地目	地積 m ²
多気郡多気町下出江	新神	2379番1	雑種地	914
多気郡多気町下出江	新神	2379番2	雑種地	1,373
多気郡多気町下出江	新神	2379番3	公衆用道路	825
多気郡多気町下出江	新神	2380番1	雑種地	425
多気郡多気町下出江	新神	2380番2	雑種地	116
多気郡多気町下出江	新神	2380番3	公衆用道路	84
多気郡多気町下出江	新神	2380番4	公衆用道路	549

表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名	住所	持分
村林 平七	飯南郡茅広江村大字下出江52番屋敷	6分の1
小柳 金三	多気郡多気町下出江1979番地	6分の1
野口 夕一	多気郡多気町下出江1819番地	6分の1
米田 正子	多気郡多気町下出江1753番地	6分の1
村田 康郎	多気郡多気町下出江2320番地	6分の1
野呂 利夫	多気郡多気町下出江192番地	6分の1